

各 位

会 社 名 株式会社富士テクニカ宮津
 代表者名 代表取締役社長 和久田 俊一
 (JASDAQ・コード6476)
 問合せ先
 企画部長 高橋 一重
 電話 055-977-0401

東洋鋼鋳株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、 当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ

平成28年4月7日付「東洋鋼鋳株式会社による当社株券等に対する公開買付け（第二回）の結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、東洋鋼鋳株式会社（以下、「東洋鋼鋳」といいます。）は、平成28年2月24日から平成28年4月6日までを買付け等の期間とする当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下、「第二回公開買付け」といいます。）を行い、その結果、同社は、第二回公開買付けの決済の開始日である平成28年4月13日をもって、当社株式13,579,185株（当社の総株主の議決権に対する東洋鋼鋳の有する当社株式の議決権の割合（以下、「議決権所有割合」といいます（注）。）にして99.02%（小数点以下第三位を四捨五入））を所有するに至り、当社の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）に定める特別支配株主（以下、「特別支配株主」といいます。）となっております。

東洋鋼鋳は、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったことから、当社が平成28年2月23日付で公表いたしました「東洋鋼鋳株式会社による当社株券等に対する公開買付け（第二回）に関する意見表明のお知らせ」（以下、「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）本件両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全て（但し、東洋鋼鋳が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を東洋鋼鋳の完全子会社とすることを目的として、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員（但し、当社及び東洋鋼鋳を除きます。以下、「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社株式の全部（以下、「本売渡株式」といいます。）を東洋鋼鋳に売り渡す旨の請求（以下、「本売渡請求」といいます。）を行うことを本日決定したとのことです。当社は、本日付で東洋鋼鋳より本売渡請求に係る通知を受領し、本日開催の当社取締役会において本売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ（スタンダード）市場（以下、「ジャスダック」といいます。）の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成28年5月22日まで整理銘柄に指定された後、同月23日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式をジャスダックにおいて取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

（注）議決権所有割合とは、当社が平成28年2月3日に提出した第60期第3四半期報告書に記載された平成27年12月31日現在の発行済株式総数（13,714,803株）から、当社が平成28年2月3日に公表した「平成28年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」に記載された平成27年12月31日現在の当社の所有する自己株式数（1,881株）を控除した株式数（13,712,922株）に係る議決権数（137,129個）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

記

1. 本売渡請求の概要

（1）特別支配株主の概要

① 名称	東洋鋼鋳株式会社
② 所在地	東京都千代田区四番町2番地12
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 隅田博彦

④ 事業内容	ぶりき、薄板及び各種表面処理鋼板並びに各種機能材料等の製造・販売	
⑤ 資本金	5,040百万円	
⑥ 設立年月日	昭和9年4月11日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成27年9月30日現在)	東洋製罐グループホールディングス(株)	47.51%
	(株)三井住友銀行	2.96%
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	2.43%
	公益財団法人東洋食品研究所	2.04%
	CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行(株))	2.01%
	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1.49%
	(株)淀川製鋼所	1.42%
	CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常任代理人 シティバンク銀行(株))	1.39%
	(株)山口銀行	1.31%
	新日鐵住金(株)	1.19%
⑧ 当社と特別支配株主との関係		
資本関係	特別支配株主は、本日現在、当社株式を13,579,185株 (議決権所有割合: 99.02%) 所有しております。	
人的関係	特別支配株主は、平成28年2月15日付で当社に対し顧問3名を派遣しております。	
取引関係	該当事項はありません。	
関連当事者への該当状況	特別支配株主は、直前事業年度の末日である平成28年3月31日において、当社の親会社であるため、当社の関連当事者に該当いたします。	

(2) 本売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	平成28年4月21日 (木曜日)
当 社 取 締 役 会 決 議 日	平成28年4月21日 (木曜日)
売 買 最 終 日	平成28年5月20日 (金曜日)
上 場 廃 止 日	平成28年5月23日 (月曜日)
取 得 日	平成28年5月26日 (木曜日)

(3) 売渡対価

普通株式1株につき、金930円

2. 本売渡請求の内容

東洋鋼鋳は、当社の特別支配株主として、本売渡株主に対し、本売渡株式の全部を東洋鋼鋳に売り渡すことを請求することを決定し、当社は、東洋鋼鋳より、本日付で本売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は、以下のとおりです。

(1) 株式売渡請求をしない特別支配株主完全子法人 (会社法第179条の2第1項第1号)
該当事項はありません。

(2) 本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項 (会社法第179条の2第1項第2号、第3号)
東洋鋼鋳は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価 (以下、「本売渡対価」といいます。) として、その有する本売渡株式1株につき930円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項 (会社法第179条の2第1項第4号)
該当事項はありません。

(4) 取得日 (会社法第179条の2第1項第5号)
平成28年5月26日

(5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

東洋鋼鈑は、本売渡対価を、同社が保有する現預金により支払います。東洋鋼鈑は、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有しております。

(6) その他の取引条件（会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本売渡対価は、平成28年9月15日までに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について東洋鋼鈑が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本売渡請求は、当社を東洋鋼鈑の完全子会社とすることを目的として、東洋鋼鈑が当社株式の全てを取得するための一連の取引（以下、「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本売渡対価は、第二回公開買付けに係る買付け等の価格（以下、「第二回公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されています。

そもそも、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 第二回公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、平成27年10月6日開催の取締役会において、(i) 現在、自動車用プレス金型の受注が増加している中、中長期的には、東洋鋼鈑グループとの連携により、グループにおける内製化、及びそれに伴う一層の品質向上を目指すことが可能となること、(ii) 東洋鋼鈑の金型表面改質技術等を活用することで、製品の更なる高付加価値化が期待され、また、双方の取引先との新たな関係構築やビジネスの深耕を行うことで取引の拡大が見込まれ、両社にとって一層の業績向上が期待されること、(iii) 当社が強みを持ち、かつ成長著しい中国・アセアンにおいて両社の事業を一層拡大させるとともに、東洋鋼鈑が進出しているタイ・マレーシア及びトルコ等の拠点を効果的に活用することで、両社ともに海外における事業展開の強化及び業績の向上が期待されること、(iv) 東洋鋼鈑及び当社が一体となって経営資源を投入し、優れた技術を融合させることで、新素材の共同開発と加工の早期事業化を図り、新市場への参入を目指すことが可能となることから、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると判断いたしました。また、第二回公開買付け価格については、(i) 後記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているEYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社（以下、「EY TAS」といいます。）による当社株式の価値算定の結果のうち、市場株価法に基づく算定結果を上回っていること、(ii) 第二回公開買付け価格である930円は、本件公開買付けの公表日の前営業日である平成27年10月5日（以下、「本基準日」といいます。）のジャスダックにおける当社株式の終値610円に対して52.5%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値591円に対して57.4%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値671円に対して38.6%、本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値681円に対して36.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、同種の案件（完全子会社化を前提とした公開買付け案件）に比べても遜色のない水準であると考えられること、(iii) 第二回公開買付け価格である930円は、株式会社企業再生支援機構（現株式会社地域経済活性化支援機構。以下、「支援機構」といいます。）による再生支援が完了した平成25年6月以降のジャスダックにおける当社株式の終値の最大値である929円を上回る価格であること、(iv) 第二回公開買付け価格は、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ナイン投資事業有限責任組合（以下、「PCP9」といいます。）が応募する予定である第一回公開買付け価格626円よりも304円（48.6%）高い金額であること、(v) 第二回公開買付け価格を決定するにあたっては、利益相反を回避するための措置が講じられた上で、当社と東洋鋼鈑が独立した当事者として協議及び交渉を行った上で決定されており、当社と東洋鋼鈑との協議及び交渉によって、東洋鋼鈑から当初提案された公開買付け価格である850円よりも高い価格が第二回公開買付け価格として決定されるに至ったことを踏まえ、第二回公開買付け価格は当社の株主の皆様に対しては合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

その上で、当社は、平成27年10月6日開催の取締役会において、上記の各判断に基づき、本取引の一環として第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。当社は、東洋鋼鈑から、中国の競争法に基づき必要な手続き及び対応が完了したため、平成27年12月21日、平成28年1月7日から平成28年2月4日までを買付け等の期間とする当社株式に対する公開買付け（以下、「第一回公開買付け」といい、第二回公開買付けと併せて「本件公開買付け」といいます。）を開始したい旨の連絡を受

け、平成27年10月6日以後、平成28年1月6日までの間に、当社の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更がみられないことなどを確認し、平成28年1月6日現在においても、平成27年10月6日時点における当社の意見から変更はないと判断し、平成28年1月6日開催の当社の取締役会において、同日時点における当社の意見として、第二回公開買付けが行われた場合には第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対しては第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことを決議いたしました。加えて、当社は、平成28年2月23日開催の取締役会において、東洋鋼鋳による当社株式に対する第一回公開買付けの開始にあたっての第二回公開買付けについての当社の判断を変更する事情は特段ないと考えるため、同判断を維持し、改めて第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することを決議いたしました。

その後、当社は、平成28年4月7日、東洋鋼鋳より、第二回公開買付けの結果について、当社株式1,766,333株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、平成28年4月13日（第二回公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権に対する東洋鋼鋳の有する当社株式の議決権所有割合は99.02%となり、東洋鋼鋳は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、東洋鋼鋳より、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、会社法第179条第1項に基づき、本売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、本日開催の取締役会において、(i)上記のとおり、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると判断され、本売渡対価である930円は、第二回公開買付け価格と同一の価格であること、本意見表明プレスリリースの「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等から、本売渡株主の皆様にとって妥当であり、少数株主の利益保護に十分留意されていると考えられること、(ii)東洋鋼鋳の平成28年4月18日現在の預金残高証明書を確認した結果、同社が本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有していることから、東洋鋼鋳による本売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(iii)本売渡対価は、平成28年9月15日までに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法による本売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について東洋鋼鋳が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとされているところ、本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること等を踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、東洋鋼鋳からの通知のとおり、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

当該取締役会においては、当社の取締役4名の全員一致で、本売渡請求の承認に関する議案の決議をしております。また、当該取締役会では、当社の監査役全員が上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、平成28年2月15日付で東洋鋼鋳から当社に派遣された顧問3名は、同日以降開催された本取引に関するいずれの当社取締役会にも出席しておりません。

(2) 算定に関する事項

本売渡請求は、第二回公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われるものであり、本売渡対価は第二回公開買付け価格と同一の価格であることから、当社は、本売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得していません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、ジャスダックに上場しておりますが、本売渡請求の承認により、当社株式はジャスダックの上場廃止基準に該当することになり、本日から平成28年5月22日まで整理銘柄に指定された後、同月23日をもって上場廃止となる予定です。当社株式が上場廃止となった後は、当社株式をジャスダックにおいて取引することはできません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本売渡請求は、第二回公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして、本売渡対価を第二回公開買付け価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社は、本売渡請求を含む本取引の公正性を担保する観点から、第二回公開買付けの開始までの間に、以下のような措置を実施いたしました。

① 当社における独立委員会の設置

当社は、平成27年9月7日に当社の取締役会を開催し、同取締役会において、(i)本取引に係る意思決定過程の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、東洋鋼鋳及びフェニックス・キャピタルグループ(PCP9の無限責任組合員であるフェニックス・キャピタル・パートナーズ・テン株式会社、有限責任組合員であるフェニックス・キャピタル株式会社及び日本リバイバル・インベストメンツ株式会社を総称していいます。なお、第一回公開買付けは、PCP9が所有していた当社株式の全てを取得することを主たる目的として行われており、東洋鋼鋳は、第一回公開買付けの開始時点において、PCP9との間で、PCP9がその所有する当社株式の全てについて第一回公開買付けに応募する旨の平成27年10月6日付の契約を締結しております。)から独立性を有し、また当社の社外役員である土橋文彦氏、岡田正氏及び廣瀬眞市氏の3名から構成される独立委員会を設置すること、及び(ii)独立委員会に対して、本件両公開買付けに関して当社の取締役会が行う意見表明の決議その他の本取引に関連する取締役会の決議を行う場合の参考意見とするために、本取引の目的、本取引に至る交渉過程等の手続き、公開買付け価格その他本取引において少数株主に交付されることが予定されている対価の公正性、本取引による当社の企業価値向上等の観点から、本件両公開買付けを含む本取引が、当社の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、当社の取締役会に対して意見を述べること(以下、「本委託事項」といいます。)を独立委員会に諮問することを決議いたしました。

独立委員会においては、平成27年9月11日に第1回目の委員会が開催され、その後同年10月6日までの間に、合計6回の委員会が開催され、本委託事項についての協議及び検討が行われました。かかる独立委員会における協議及び検討に際しては、(i)東洋鋼鋳による本取引の提案内容についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(ii)当社に対し、東洋鋼鋳の提案内容についての考え方及び本取引の当社の企業価値に与える影響等についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(iii)EY TASによる株式価値算定の結果についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(iv)本取引に係る関連資料等が提出されたこと等により、本取引に関する情報収集が行われております。

独立委員会は、これらを踏まえ、本委託事項について協議及び検討を行った結果、平成27年10月6日、委員全員一致の決議により、当社の取締役会に対し、本取引の目的、本取引に至る交渉過程等の手続き、公開買付け価格その他本取引において少数株主に交付されることが予定されている対価の公正性、本取引による当社の企業価値向上等の観点から、平成27年10月6日時点の状況に基づく判断として、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものでないとする旨の答申を行い、同日付で当社の取締役会に答申書(以下、「本答申書」といいます。)を提出しました。

独立委員会から受領した本答申書によれば、独立委員会が(特に第二回公開買付けとの関係で)上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりであるとのことです。

- (i) 本取引の目的として当社から説明された、本意見表明プレスリリースの「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 第二回公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに公開買付け後の経営方針」の「(i)公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の内容、及び本取引の目的に関する独立委員会から東洋鋼鋳に対する質問に対する回答の内容に、特段不合理な点は認められず、本取引の目的は一定の合理性を有するものであるとの結論に至った。
- (ii) 本取引の交渉過程等の手続きについて、(a)本取引に係る意思決定過程の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、独立委員会を設立し、本答申書を参考とし、平成27年10月6日付の当社の取締役会で決議する予定であること、(b)当社の取締役のうち、フェニックス・キャピタルグループの役職員を兼務する三村智彦氏、貴島彰氏及び前野龍三氏の3名は、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、平成27年10月6日開催予定の取締役会における審議及び決議にも出席しない予定であり、当社の立場において本取引の検討、本取引に係る東洋鋼鋳との協議・交渉に参加していないこと、また、当社の監査役のうち、フェニックス・キャピタルグループの役職員を兼務する滝口勝昭氏は、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、上記の取締役会にも出席しない予定であること、(c)第二回公開買付け価格につき、独立委員会での審議・検討内容を尊重した上で、第二回公開買付け価格がより高いものとなるよう東洋鋼鋳との協議及び交渉を行ったこと、また、第二回公開買付けに関する意見を決定するに

あたり、東洋鋼鋸、フェニックス・キャピタルグループ及び当社から独立した第三者算定機関であるEY TASに当社の株式価値の算定を依頼し、平成27年10月6日付で当社株式の株式価値算定書（以下、「当社算定書」といいます。）を取得したこと、並びに(d)東洋鋼鋸及びフェニックス・キャピタルグループから独立した当社の法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点について法的助言を受けていることという措置を講じており、当社は、本件両公開買付けにかかる交渉過程等の手続きについて、公正性及び適正性を担保するために慎重かつ十分な対応をしているものと考えられる。

- (iii) 第二回公開買付け価格については、(a)当社は、東洋鋼鋸、フェニックス・キャピタルグループ及び当社から独立した第三者算定機関であるEY TASに当社株式の価値算定を依頼し、平成27年10月6日付で当社算定書を取得しており、当社算定書においては、当社の1株当たりの株式価値を、市場株価法では591円～681円、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）では825円～1,116円、類似会社比準法では679円～1,033円と算定しており、この株式価値の算定につき、EY TASが独立委員会に行った説明において、特に不合理な点は認められなかったこと、加えて、EY TASが株式価値を算定するにあたり前提とした事業計画その他各種の変数等について、第二回公開買付け価格が不合理に低く算定されるような前提を置いたというような事実は見当たらなかったこと、(b)第二回公開買付け価格である930円は、当社算定書において、市場株価法によって算定された株式価値591円～681円に対して36.6%～57.4%高い水準であること、(c)第二回公開買付け価格である930円は、本基準日のジャスダックにおける当社株式の終値610円に対して52.5%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値591円に対して57.4%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値671円に対して38.6%、本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値681円に対して36.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、同種の案件に比べても遜色のない水準であると考えられること、(d)第二回公開買付け価格である930円は、直近の株価急上昇局面である平成27年6月を含め、支援機構による再生支援が完了した平成25年6月以降のジャスダックにおける当社株式の終値の最大値である929円を上回る価格であること、(e)第二回公開買付け価格は、PCP9が応募する予定である第一回公開買付け価格626円よりも304円（48.6%）高い金額となっており、当社の大株主であるPCP9と比しても少数株主は有利な対価を受け取ることができること、(f)第二回公開買付け価格を決定するにあたっては、利益相反を回避するための措置が講じられた上で、当社と東洋鋼鋸が独立した当事者として協議及び交渉を行った上で決定されており、当社と東洋鋼鋸との協議及び交渉によって、東洋鋼鋸から当初提案された公開買付け価格である850円よりも高い価格が第二回公開買付け価格として決定されるに至ったことについて慎重な検討を行った結果、公正かつ妥当な価格であるとの結論に至った。なお、第二回公開買付け価格の検討に際しては、当社が平成27年8月7日付で公表した決算短信記載の平成28年3月期の業績予想について予想どおり達成できることが見込まれることを前提にしている。

本件両公開買付けにおいて当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に実施することが予定されている、株式等売渡請求又は株式併合その他の方法による東洋鋼鋸が当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するための手続きにおいては、少数株主に交付されることになる金銭の額が、第二回公開買付けに当該各株主が保有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定されることが予定されており、かかる予定は本件両公開買付けの過程において説明・開示されるとのことであることから、当該金銭の額については、第二回公開買付けと同様の考え方により、公正性が担保された額であると考えられる。

- (iv) 本件両公開買付けを含む本取引による当社の企業価値向上について、当社及び東洋鋼鋸から、本意見表明プレスリリースの「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 第二回公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付け者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに公開買付け後の経営方針」の「(i) 公開買付け者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の(a)乃至(d)の記載内容等の説明を受けたが、かかる説明内容に特段不合理な点は認められず、本件両公開買付けを含む本取引によって当社の企業価値が向上するとの当社及び東洋鋼鋸の判断に特段の不合理はないものとする。
- (v) その他、当社及び東洋鋼鋸は、本意見表明プレスリリースの「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥他の買付け者からの買付け機会等を確保するための措置」に記載の措置をそれぞれ講じているところ、かかる措置はいずれも当社の少数株主に有利に働くものであるということが出来る。

独立委員会は、平成27年10月6日付で当社の取締役会に表明した上記意見に変更がないか否かについて検討を行った結果、平成27年10月6日以後、平成28年1月6日までの間に、当社の業況や本取引を取り巻

く環境などに重大な変更がみられないことなどを確認し、平成28年1月6日、当社の取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の補足意見を提出しております。

また、独立委員会は、平成28年1月6日以後、平成28年2月23日までの状況を考慮したが、独立委員会の答申内容に影響を与える前提事実の重大な変更はないことを確認し、同日、当社の取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の確認書を提出しております。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社の取締役会は、東洋鋼鋳から提示された第二回公開買付価格を検討し、第二回公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、東洋鋼鋳、フェニックス・キャピタルグループ及び当社から独立した第三者算定機関であるEY TASに当社株式の価値算定を依頼し、平成27年10月6日付で当社算定書を取得いたしました。EY TASは、東洋鋼鋳又は当社の関連当事者には該当せず、本件両公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。なお、当社は、EY TASから第二回公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

EY TASは、当社株式の価値を算定するにあたり、当社から事業の現状、当社が作成した平成28年3月期から平成30年3月期までの事業計画等の開示を得るとともに、それらに関する説明を受け、さらに当社へのマネジメント・インタビューを実施したうえで、当社株式の価値を分析しております。EY TASは、株式価値の評価手法として市場株価法、DCF法及び類似会社比準法を採用しており、当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の評価範囲は以下のとおりです。

市場株価法：591円～681円

DCF法：825円～1,116円

類似会社比準法：679円～1,033円

市場株価法では、ジャスダックにおける当社株式の本基準日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値591円、本基準日までの直近3ヶ月間の終値の単純平均値671円、本基準日までの直近6ヶ月間の終値の単純平均値681円、及び本基準日の終値610円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を、591円～681円と算定しております。

DCF法では、当社が作成した平成28年3月期から平成30年3月期までの事業計画、本基準日までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の収益予想に基づき、当社が将来（平成28年3月期以降）生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いた企業価値や当社株式の価値を分析し、1株当たりの株式価値を825円～1,116円と算定しております。なお、DCF法による分析に用いた当社の事業計画期間における業績につきましては、受注残高が平成27年3月末において24,408百万円、対前期比116.8%と増加していること、わが国の経済見通しにつきましても引き続き景気の回復基調が継続すると見込まれること、また、当社におきましても、更なる受注採算管理体制の強化、3Dソリッド設計化の推進、新興国生産拠点の活用等によるコスト低減等の収益改善施策を引き続き実行していることなどにより、平成28年3月期の業績が平成27年3月期実績に対し大幅な増収・増益が見込まれる項目があります。

類似会社比準法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社株式を分析し、1株当たりの株式価値を679円～1,033円と算定しております。

③ 当社における法律事務所からの助言

当社は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、東洋鋼鋳及びフェニックス・キャピタルグループから独立した当社の法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本取引における意思決定過程、意思決定方法、独立委員会の運営その他の留意点について法的助言を受けております。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

当社は、独立委員会の答申内容及び当社算定書の内容等を踏まえ、本件両公開買付けに関する諸条件について慎重に協議・検討してまいりました。

その上で、当社は、平成27年10月6日開催の取締役会において、前記「(1)承認に関する判断の根拠及び理由」記載の各判断に基づき、三村智彦氏、貴島彰氏及び前野龍三氏を除く出席取締役全員一致により、同日時点における当社の意見として、第二回公開買付けが行われた場合には第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対しては第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意

見を表明すべきことを決議いたしました。

また、前記「(1)承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、先般、当社は、東洋鋼鋳から、平成27年12月21日、第一回公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、本件両公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、平成28年1月6日現在においても、平成27年10月6日時点における当社の意見から変更はないと判断し、平成28年1月6日開催の当社の取締役会において、同日時点における当社の意見として、第二回公開買付けが行われた場合には第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対しては第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことを決議いたしました。

そして、前記「(1)承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、第一回公開買付けの開始にあたっての第二回公開買付けについての当社の判断を変更する事情は特段ないと考えるため、同判断を維持し、平成28年2月23日に開催された取締役会において、改めて第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することを決議いたしました。

また、平成28年1月6日及び同年2月23日開催の当社の取締役会においては、出席した常勤監査役村上正明氏、監査役土橋文彦氏及び監査役廣瀬眞市氏の3名はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、当社の取締役7名のうち、フェニックス・キャピタルグループの役職員を兼務していた三村智彦氏、貴島彰氏及び前野龍三氏の3名は、同氏らが当社の取締役に就任していた間に行われた本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、当社の立場において本取引の検討、本取引に係る東洋鋼鋳との協議・交渉に参加していません。また、本取引に関する公正性を担保する観点から、当社の監査役4名のうち、フェニックス・キャピタルグループの役職員を兼務していた滝口勝昭氏は、同氏が当社の監査役に就任していた間に行われた本取引に関するいずれの取締役会にも出席していません。なお、三村智彦氏、貴島彰氏、前野龍三氏及び滝口勝昭氏は、第一回公開買付けの決済日である平成28年2月12日をもって当社の取締役及び監査役をそれぞれ退任しております。さらに、平成28年2月15日付で東洋鋼鋳から当社に派遣された顧問3名は、同日以降開催された本取引に関するいずれの当社取締役会にも出席していません。

⑤ 東洋鋼鋳における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

東洋鋼鋳によれば、東洋鋼鋳は、第二回公開買付価格の決定にあたり、東洋鋼鋳及び当社から独立した第三者算定機関であるリンカーン・インターナショナル株式会社（以下、「リンカーン」といいます。）から、平成27年10月6日付で当社株式の価値に関する株式価値算定書（以下、「リンカーン算定書」といいます。）を取得し、その参考としているとのことです。

リンカーンは、当社株式の価値を算定するにあたり、当社の財務状況、当社株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて当社株式の価値算定を行ったとのことです。なお、東洋鋼鋳は、リンカーンから第二回公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。また、リンカーンは、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っていないとのことです。

リンカーン算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	: 591円～681円
類似会社比較法	: 504円～1,146円
DCF法	: 789円～1,087円

市場株価平均法では、本基準日を基準日として、当社株式のジャスダックにおける本基準日終値610円、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値591円、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値671円及び本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値681円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を591円から681円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社株式の価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を504円から1,146円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社が作成した平成28年3月期から平成30年3月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が平成28年3月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を789円から1,087円までと分析しているとのことです。なお、DCF法による分析に用いた当社の事業計画期間における業績につきましては、受注残高が平成27年

3月末において24,408百万円、対前期比116.8%と増加していること、わが国の経済見通しにつきましても引き続き景気の回復基調が継続すると見込まれること、また、当社においても、更なる受注採算管理体制の強化、3Dソリッド設計化の推進、新興国生産拠点の活用等によるコスト低減等の収益改善施策を引き続き実行していることなどにより、平成28年3月期の業績が平成27年3月期実績に対し大幅な増収・増益が見込まれる項目があるとのことです。

東洋鋼鋳は、リンカーンから取得したリンカーン算定書の算定結果に加え、東洋鋼鋳において実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本件両公開買付けへの賛同の可否、当社株式の直近における市場株価の動向及び第二回公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成27年10月6日付の取締役会決議において、第二回公開買付け価格を1株当たり930円とすることを決定したとのことです。

第二回公開買付け価格である当社株式1株当たり930円は、ジャスダックにおける当社株式の本基準日の終値610円に対して52.5%、本基準日までの過去1ヶ月の終値平均値591円に対して57.4%、本基準日までの過去3ヶ月の終値平均値671円に対して38.6%及び本基準日までの過去6ヶ月の終値平均値681円に対して36.6%のプレミアムを加えた金額となります。

⑥ 他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

当社は、東洋鋼鋳との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、東洋鋼鋳は、第二回公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「第二回公開買付け期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しているとのことです。東洋鋼鋳は、第一回公開買付けと同時に第二回公開買付けの実施を公表し、かつ、第二回公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、当社の一般株主の皆様にも本件両公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、もって本件両公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

4. 今後の見通し

本売渡請求に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後、当社及び東洋鋼鋳の両社の間で協議・検討する予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

東洋鋼鋳は、当社の親会社であることから、当社取締役会による本売渡請求に関する承認は、支配株主との重要な取引等に該当いたします。

当社は、平成25年12月15日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「支配株主との取引については、一般的な取引条件と同様に合理的な決定を行うこととしており、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対応しております。」と規定しております。

当社は、本売渡請求に関する承認に係る当社の意思決定の過程においても、当社は、前記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための各措置を講じており、かかる対応は、上記方針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立委員会の設置」に記載のとおり、平成27年10月6日付で、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨の本答申書を受領しております。また、当社は、上記独立委員会より、平成28年1月6日付で、上記意見に変更がない旨の1月付補足意見を、平成28年2月23日付で、上記意見に変更がない旨の確認書を受領しております。

本答申書の記載内容については「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立委員会の設置」をご参照下さい。なお、本答申書が本売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本売渡請求の承認に際しては、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。

以上